

氏名（団体名） 気候ネットワーク

細則について

要旨

- ・プラスチックや重油混焼を一定割合（例えば１％以上）含むものは適用外とすべき。
- ・「経過調整率」は常識的なリードタイムである３年程度でゼロとすべき。

１．対象エネルギーについて

水力について、規模において 1000kW を超えるものを排除したこと、ダム式の一切を排除したことは妥当である。

循環推進法、当該法成立時の国会の附帯決議に鑑み、循環経済の推進、マテリアルリサイクルの推進を阻害することは断じてあってはならない。このため、その歯止めについて具体的に定めることが不可欠である。

廃棄物発電のプラスチック分等を除外するのは当然であるが、それに加えて、プラスチック等の焼却や重油混焼を一定割合以上含む発電設備（例えば１％以上）は適用外とし、一定割合以下であるものについてはそのことを常時証明できるものとすべきである。

２．義務量について

「経過調整率」は実際には「対策先送り容認率」と読み替えることができる係数である。この値が 2007 年度まで 1 であるということは、2007 年までは現状維持を認めることであり、事業者に対し、当面の措置は不要であるとのシグナルを与えるものであって極めて不適当である。京都議定書の約束期間が 2008 年から始まることから考え、2007 年度よりできるだけ早くこの値はゼロとして、具体的には常識的なリードタイムである３年程度でゼロとし、2008 年度から確実に目標を達成できるようにすることが最低限必要である。

３．設備認定について

再生可能エネルギー以外が含まれないことが明らかなものについては簡素化すること。

混焼する運用を行っているものについては厳格な証明を求めること。

４．義務履行確認について

勧告の発動基準は未達であることが確認できて１週間以内など、期間を設けて裁量の余地が一切なく自動的に発動するものとする。また、命令については、勧告発動後１ヶ月たっても達成の確約がないことなど、裁量の余地が一切なく自動的に発動するものとする。省エネ法の勧告制度のよう、行政裁量で全く行われぬような制度にしてはならない。

届け出られた事業所ごとの量、種類については経産省だけで独占せずただちに環境大臣に報告することとし、また誰でも任意に閲覧可能にすること。

５．その他

ボロウイングは不要、もし入れるなら次期に割り増し達成（例えば 100％）を義務付ける仕組みとすべき。